

資料編

- 資料1 匝瑳市環境基本計画の策定経過
- 資料2 匝瑳市環境審議会委員名簿
- 資料3 計画の策定について（諮問・答申）
- 資料4 匝瑳市環境基本計画市民ワークショップ委員名簿
- 資料5 市民ワークショップからの提言
- 資料6 環境対策連絡会議及び同専門部会
- 資料7 匝瑳市環境基本条例
- 資料8 用語集

資料1 匝瑳市環境基本計画の策定経過

期 日	内 容
平成21年	
7月10日	・環境対策連絡会議（平成21年度第1回）開催
30日	・環境審議会（平成21年度第1回）開催
10月 1日	・市民アンケート調査実施 《対象：20歳以上の市民2千人 期間：10月23日まで》 回収数：609票 回収率：30.5% ・事業者アンケート調査実施 《対象：市内150事業所 期間：10月23日まで》 回収数：74票 回収率49.3% ・小中学生対象アンケート調査実施 《対象：市内小学5年生の児童及び中学2年生の生徒 期間：10月16日まで》 回収数：小学生333票、中学生363票 回収率：小学生97.7%、中学生99.8% ・環境施策に関する意見箱設置《設置場所：市役所ロビーほか4ヶ所 設置期間10月30日まで》 提案件数：7件
11月25日	・市民ワークショップ（第1回）開催
12月22日	・環境対策連絡会議専門部会（平成21年度第1回）開催
平成22年	
1月28日	・市民ワークショップ（第2回）開催
2月17日	・環境対策連絡会議専門部会（平成21年度第2回）開催
2月22日	・環境対策連絡会議（平成21年度第2回）開催
2月25日	・環境審議会（平成21年度第2回）開催
3月19日	・市民ワークショップ（第3回）開催
5月14日	・市民ワークショップ（第4回）開催
6月22日	・市民ワークショップ（ごみ処理施設見学）開催
7月16日	・市民ワークショップ（第5回）開催
7月20日	・環境対策連絡会議専門部会（平成22年度第1回）開催
7月26日	・環境対策連絡会議（平成22年度第1回）開催
7月30日	・環境審議会（平成22年度第1回）開催
9月 3日	・関係各課等個別事業ヒアリング実施
9月17日	・市民ワークショップ（第6回）開催
10月22日	・市民ワークショップ（第7回）開催
11月 9日	・環境対策連絡会議専門部会（平成22年度第2回）開催
11月17日	・環境対策連絡会議（平成22年度第2回）開催
11月24日	・環境審議会（平成22年度第2回）開催
12月20日	・環境基本計画（素案）に係るパブリックコメント実施（～1月21日）
平成23年	
1月23日	・環境基本計画の策定に係る懇談会開催（対象：市内主要団体65団体）
2月10日	・環境対策連絡会議専門部会（平成22年度第3回）開催
2月23日	・環境対策連絡会議（平成22年度第3回）開催
3月 日	・環境審議会に環境基本計画の策定について諮問
3月 3日	・環境審議会（平成22年度第3回）開催
3月 日	・環境審議会にて環境基本計画の策定について答申
3月 日	・匝瑳市環境基本計画策定

資料2 匝瑳市環境審議会委員名簿

◎会長 ○副会長

区分	氏名	所属・役職
市民	石田 健治	元高校教諭
	伊知地 宮子	匝瑳市ボランティア連絡協議会 会長
	伊藤 照子	元印旛農林振興センター振興普及部長
	○ 須合 英猶	匝瑳市不法投棄監視員連絡会議 会長
	中村 徳雄	匝瑳市区長会 副会長（21年度）
	古谷 宣夫	匝瑳市区長会 会長（22年度）
事業者 ◎	梅原 一郎	匝瑳市商工会 会長
	片岡 正裕	(株)太陽社 常務取締役
	鎌形 利一	千葉県大利根土地改良区 理事長
	須合 由夫	北総東部土地改良区八日市場工区 副工区長
	林 義雄	ちばみどり農業協同組合 常務理事
	若狭 毅彦	匝瑳市みどり平工業団地連絡協議会 会長
行政機関	石・ 一裕	匝瑳市教育委員会 豊和小学校長（21年度）
	山本 繁樹	匝瑳市教育委員会 須賀小学校長（22年度）
	伊藤 良一	匝瑳市農業委員会 会長（～21年8月10日）
	熊切 清	匝瑳市農業委員会 会長（21年8月11日～）
	江波戸 勇次	北総県民センター海匝事務所地域環境室長（21年度）
	秋葉 信一	北総県民センター海匝事務所地域環境室長（22年度）
	松本 和浩	匝瑳警察署生活安全課長（～22年10月31日）
	富田 照	匝瑳警察署生活安全課長（22年11月1日～）

（平成23年1月末現在・50音順・敬称略）

任期：平成21年7月1日から平成23年6月30日

資料3 計画の策定について（諮問・答申）

[諮問]

[答申]

資料4 環境基本計画策定市民ワークショップ委員名簿

氏名	備考
石橋 春雄	座長
伊藤 良一	
河野 稔	
佐藤 郁子	
椎名千恵子	
椎名 政子	
壽松木敏男	
塚本 洋壽	
中村 仁	
八木 幸市	

(五十音順・敬称略)

任期：平成21年11月25日から平成23年3月31日

資料5 市民ワークショップからの提言

市民ワークショップからの提言

近年の私たちを取り巻く環境は、生活の利便性や物質的な豊かさを求めるあまり、地球温暖化やオゾン層の破壊、自然環境の破壊や野生生物の減少など、一昔前では考えられなかった時間的・空間的広がりをもって、さまざまな問題が生じてきています。

平成18年1月23日に八日市場市と匝瑳郡野栄町が合併して誕生した、私たちが生活する匝瑳市は、みどり豊かな恵まれた大自然と歴史のあるまちです。

私たちが生活するこの匝瑳市において、今後の環境づくりを行っていくにあたっての方向性を示す「匝瑳市環境基本計画」を策定することになりました。

そして、この匝瑳市の将来の環境を描く重要な計画づくりを行うにあたって、平成21年11月から、市民10名が公募により集まり、ワークショップ形式により、匝瑳市の環境の現状や課題、そして将来の匝瑳市の環境のあり方やとるべき行動について、全7回の会合で集まり議論を重ねてきたところです。

ワークショップでは、「生活環境」、「自然環境」、「快適環境」、「地球環境」の各環境分野の匝瑳市における環境の現状や課題について、各種データを参考にした議論や、市民として日ごろ感じていることなどについて議論を重ねました。

そして、これらの課題を克服し、将来の匝瑳市がどのような環境となっていればよいのかを議論しました。

その結果、匝瑳市の望ましい環境像として、『海・里山・田園と共生し豊かな生活をはぐくむまち 匝瑳市』というフレーズをワークショップより提案させて頂きました。

一概に匝瑳市の環境といっても、「自然が豊かである」、「温暖な気候である」などの言葉だけでは、匝瑳市がどのようなまちなのか、どういった環境であるべきなのかという表現までには行き届かず、様々な意見が飛び交う中で、我々市民として納得がいく姿を描く作業は難しいものでした。

この望ましい環境像には、以下の思いが含まれております。

1 つ目として、本市の環境の象徴でもある「海」と「里山」の恵まれた自然、さらには市街地を包み込む「田園風景」は、歴史と市民生活の共生によって育まれてきたものであるということ。

また、2 つ目として、近年の地球温暖化をはじめとする地球規模の環境課題の解決に向けた循環型社会の構築は、同時に、本市の海や里山などの自然を守ることにもつながるとのこと。

そして、3 つ目として、このような、本市をとりまく環境の現状と課題を踏まえ、人の生活と歴史が育んだ里山や田園風景、九十九里海岸などの自然と共生し、循環型社会づくりを通して、快適な環境、豊かな生活を育むため、市民・事業者・市が連携し、以下の将来の匝瑳市の環境像の実現に向かって行動しなければならないということ。

このような思いを、匝瑳市の望ましい環境像を『海・里山・田園と共生し豊かな生活をはぐくむまち 匝瑳市』と表現し、提案させていただきました。

匝瑳市に対する思いや感じ方は、市民一人ひとり、様々な思いがあると思います。このワークショップからの提案に対しても、ここにいる皆様、様々な意見等があるかと思いますが、少なくとも我々ワークショップメンバーも匝瑳市を愛する市民として、一生懸命に考えた一つの成果であります。

ぜひとも、この望ましい環境像『海・里山・田園と共生し豊かな生活をはぐくむまち 匝瑳市』の実現をめざし、市民、事業者、市が一丸となって行動を起こしていきたいと考えております。

この匝瑳市環境基本計画では、この望ましい環境像を実現するための手立てが書いてあります。この行動内容についても、ワークショップで議論された内容が反映されています。

行動内容については、行政の環境施策はもちろん、市民・事業者の環境配慮指針として掲載されているところであり、その内容には、ワークショップのメンバー自身が実際に取り組んでいるもの、メンバーが各所で勉強されたり研究されたりしてきた経験や知識や情報などが活かされた内容となっています。

本計画において描かれた望ましい環境像、そして、それを実現するための目標や取り組みについて、行政は必ず実施、実行していただくとともに、市民・事業者の行動も促進していただきたいと考えています。

もちろん、我々市民も、この望ましい環境像の実現に向かって、出来ることから環境に配慮した行動を実践していこうではありませんか。

この事を、市はもちろん、市民・事業者のみなさまにも切にお願いして、市民ワークショップからの提言とさせていただきたいと思います。

平成23年1月

匝瑳市環境基本計画市民ワークショップメンバー一同

■ 環境懇談会における発表時の様子



■ ワークショップの開催風景



※本提言は、平成23年1月23日に開催された「環境基本計画の策定に係る懇談会」において、市民ワークショップ委員より発表されたものです。

資料6 匝瑳市環境対策連絡会議及び同専門部会

1 匝瑳市環境対策連絡会議

会 長：副市長

委 員：企画課長、総務課長、財政課長、環境生活課長、産業振興課長、都市整備課長、建設課長、野栄総合支所長

事務局：環境生活課

2 匝瑳市環境対策連絡会議専門部会

部会長：財政課副主幹

部 員：企画課主査、総務課主査補、環境生活課副主幹、産業振興課主任主事、都市整備課主査補、建設課副主査、野栄総合支所主査補、教育委員会学校教育課副主幹、教育委員会生涯学習課主査補

資料7 匝瑳市環境基本条例

匝瑳市環境基本条例

平成18年1月23日

条例第102号

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生じることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展する

ことができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するよう行われなければならない。

3 環境の保全は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。

4 地球環境保全は、地域の特性を活かして、国際協力の見地から積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じる公害を防止し、環境への負荷の低減に努め、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講じる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な情報の提供その他の措置を講じる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講じるよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するように努めるものとする。

(施策等の公表)

第7条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を公表するものとする。

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、匝瑳市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全に関する施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ第24条に規定する匝瑳市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めた時は、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、施策に関する計画の策定及び施策の実施に当たっては、環境の保全に十分配慮しなければならない。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するために、次に掲げる必要な規制の措置を講じるものとする。

- (1) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地下水位の著しい低下又は地盤の沈下の原因となる地下水の採取その他の行為、土地利用及び公害の原因となる施設の設置に関し、公害を防止するために必要な規制の措置
- (2) 自然環境を保全することが特に必要な区域における土地の形状の変更等の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為及び採捕、損傷その他の行為であって、保護することが必要な野生生物、地形若しくは地質又は温泉源その他の自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれのあるものに関し、その支障を防止するために必要な規制の措置
- (3) 公害及び自然環境の保全上の支障が共に生じるか又は生じるおそれがある場合にこれらを共に防止するために必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講じるように努めなければならない。

(環境の保全に関する協定の締結)

第11条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者等と環境の保全に関する必要な協定を締結するように努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

第12条 市は、事業者又は市民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置を採るように誘導することにより、環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な助成措置を講じるものとする。

2 市は、事業者又は市民が自ら環境への負荷の低減に努めるように誘導することにより、環境の保全上の支障を防止するため、適正な経済的負担を求める措置について調査及び研究を行い、その結果、その措置が特に必要であるときは、市民の理解のもとに、その措置を講じるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第13条 市は、緩衝緑地その他の環境の保全上の支障を防止するための施設及び下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備その他環境の保全に関する事業を推進するため、必要な措置を講じるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講じるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者とともに、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように努めるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第15条 市は、環境の保全についての施策に市民の意見を反映させるため、環境の保全についての施策のあり方等について市民等から提言を受けするための措置その他必要な措置を講じるものとする。

(環境の保全に関する学習の推進)

第16条 市は、市民及び事業者が環境の保全への理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全に関する学習の機会の提供、広報活動の充実その他必要な措置を講じ、環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第17条 市は、市民、事業者又はこれらの者の構成する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動を促進するため、必要な支援措置を講じるものとする。

(情報の提供)

第18条 市は、市民に対して環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施)

第19条 市は、環境の状況の把握又は今後の環境の変化の予測に関する調査その他環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の実施等及び研究等の推進)

第20条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、試験及び検査の体制を整備するとともにその実施に努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第21条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

(環境の保全の推進体制の整備)

第22条 市は、市、事業者及び市民との協力により、環境の保全を推進するための体制を整備するものとする。

(他の地方公共団体との協力)

第23条 市は、広域的な取り組みが必要とされる環境の保全に関する施策について、県及び他の市町村と協力して、その推進を図るものとする。

(環境審議会の設置)

第24条 市は、環境の保全に関する基本的事項について調査し、審議するため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、匝瑳市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 環境保全に関すること。

(3) 公害防止対策その他の条例の規定によりその権限に属させられた事項に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、環境対策に必要な事項に関すること。

(組織等)

第25条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、環境に関し、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第26条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第27条 審議会の会議は、会長が必要と認めるときに招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第28条 審議会の庶務は、環境生活課において処理する。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において合併前の八日市場市環境基本条例(平成8年八日市場市条例第13号)の規定により八日市場市環境審議会委員に委嘱されていた者は、この条例の規定による匝瑳市環境審議会委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、第25条第3項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

資料8 用語集

●ISO14001

環境管理に関する国際的な規格。事業者がそれぞれの活動の中で環境問題との関わりを考え、環境負荷低減に向け、事業行動の改善を継続的に実施するシステムを自ら構築し、そのシステムの構築と運用を公正な第三者（審査登録機関）が評価を行う。

●アイドリングストップ

自動車の駐車時にエンジンを止めること。

●悪臭

いやな「におい」、不快な「におい」の総称。

●一般環境大気測定局

大気汚染防止法に基づき、住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を把握するため設置された測定局。

●一般廃棄物

産業廃棄物以外のすべての廃棄物であり、具体的には家庭から排出される生ごみや粗ごみ、オフィスから排出される紙くずなどが挙げられる。

●一般廃棄物処理基本計画

一般廃棄物について計画的かつ適正な処理を行うために市町村により策定される計画。

●EM(Effective Microorganism:有機微生物群) 活性液

生物や環境に有用な働きをする微生物を複合培養した液体。乳酸菌、酵母菌などが含まれる。有機農法に用いられる資材のひとつ。

●ウォームビズ

地球温暖化防止のため、暖房時のオフィスの室温を20℃にし、暖房に頼り過ぎず、暖かく働きやすいビジネススタイルのこと。

●雨水浸透ます

雨水を地下にしみ込みやすくする装置。雨水が地下にしみ込むことによって川に流れ込むまでの時間を長くし、河川のはんらん等を防ぐとともに、地下水も確保し樹木の補水や湧水の復活などにも役立てられる。

●エコアクション21

中小事業者などでも取り組みやすい環境経営のシステムとして、環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン」に基づく認証・登録制度。

●エコドライブ

環境にやさしい自動車の運転方法のこと。「駐車時のアイドリングストップ」、「高速道路などにおける適正速度での走行」、「タイヤの空気圧の適正化」など自動車運転者一人一人の心がけが大気汚染物質や燃料消費量の削減につながる。

●温室効果ガス

太陽放射により暖められた熱が宇宙に逃げるとき、その一部を吸収して温室のように地球を暖める性質を持つ気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

●外来種

海外から日本国内に持ち込まれた、何らか

の理由で対象とする地域や個体群の中に外部から入り込んだ個体の種。

●外来生物

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって外国から入ってきた生物。

●合併処理浄化槽

し尿と台所や風呂から出る雑排水をあわせて処理する浄化槽。し尿だけを処理する単独処理浄化槽に比べると、河川の水質に与える影響をおよそ 1/9 に減らすことができる。

●環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障の原因となるおそれのあるもの。工場からの排水・排煙、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排出ガスなど、通常の事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

●環境学習

人間と環境との関わりについての理解と認識を深め、環境の保全に対して責任ある行動がとれるように、環境について学ぶこと。

●環境基準

環境基本法により、国が定める「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」基準。

●環境基本計画

環境基本法の第 15 条に基づき、(1) 環境保全に関する総合的・長期的な施策の大綱、(2) 環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めたもの。

●環境配慮指針

環境の保全や創造に取り組む上で、配慮すべき基本的な内容や方向のこと。

●環境ホルモン

外因性内分泌かく乱化学物質。内分泌かく乱物質などと省略することも多い。環境中にある物質が体内に取り込まれ、ホルモン作用を乱す(かく乱する)という意味で、環境ホルモンと通称される。

●環境マネジメントシステム

環境保全に関する方針、目標、計画などを定め、これを実行、記録し、その実行状況を点検して方針などを見直すという一連の手続き。

●京都議定書

1997 年 12 月に京都で地球温暖化防止条約締結国会議が開催され、全会一致で採択された議定書。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、六フッ化硫黄の 6 種の温室効果ガスを対象とし、2008 年から 2012 年までの間に先進締結国全体で 1990 年比 5%以上(日本 6%、アメリカ 7%、EU8%)削減するとの法的拘束力のある数値目標を定めた。

●協働

複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動することをいう。近年、日本の地方自治の分野で、まちづくりの取り組みに不可欠なものとして唱えられている概念である。

●クールビズ

地球温暖化防止の一環として、夏のオフィスの冷房設定温度を省エネ温度の 28 度にし、それに応じた軽装化する夏のビジネススタイルのこと。

●グリーン購入

エコマーク商品など環境への負荷が少ない商品やサービスを優先的に購入することをいう。

●グリーン、ブルー・ツーリズム

グリーン・ツーリズムとは、農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむこと。ブルー・ツーリズムとは島や沿海部の漁村に滞在して、海辺での生活を体験すること。

●公害

環境基本法によると、環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下および悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずることをいう。

●光化学オキシダント

工場や自動車から排出される窒素酸化物及び揮発性有機化合物（VOC）を主体とする一次汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより発生する二次的な汚染物質。

●こどもエコクラブ

子供なら誰でも参加できる環境活動クラブ。環境省が支援。

●ごみゼロ運動

ごみの散乱防止および再資源化の普及促進・啓発を目的として、全市民の協力のもとに開催される、一斉清掃を中心とした運動のこと。

●在来の動植物

ある地域に現在生育する植物のうちで、昔からあった種類。外来種に対して用いられる。

●再生可能エネルギー

比較的短期間・自発的・定常的に再生される自然現象に由来し、極めて長期間にわたり枯渇しないエネルギー源（またはそこから発生するエネルギーそのもの）を指す。例として、太陽光、太陽熱、風力、空気熱など。

●COD（化学的酸素要求量）

海水などの有機的な汚れの程度を表す指標の一つで、水中の汚れを酸化剤（過マンガン酸カリウム）などにより分解したときに必要とされる酸素の量をいう。この値が大きいほど水が汚れていることになる。

●里山

市街地や集落周辺において従来、林産物栽培、有機肥料、薪や炭の生産等に利用されていた森林。近年、身近な緑地として県民に評価されているが、所有者による適切な維持管理が困難な状況となっている。

●産業廃棄物

事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、法令で定められた20種類のことをいう。（特定の業種に限定されるもの（紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体）、あらゆる事業活動に伴うもの（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類、燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん、廃油、廃酸、廃アルカリ）、その他（産業廃棄物を処分するために処理したもの））

●3R

「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のことをいう。「リデュース（Reduce＝ごみの発生抑制）」「リユース

(Reuse＝再使用)」「リサイクル(Recycle＝再資源化)」の頭文字を取って呼ばれている。

●自然エネルギー

太陽エネルギー、地熱、風力、潮力など自然現象から得られるエネルギーのこと。化石燃料や核エネルギーと異なり、廃棄物による環境汚染の心配のないクリーンエネルギーとされている。

●食育

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

●事業系ごみ

事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、産業廃棄物に指定されていないもの。事業系ごみの処理について、廃棄物処理法第3条では「事業者は、その活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において処理しなければならない。」と規定している。

●持続的な発展

将来の世代の要求を満たしつつ、現在の世代の要求をも満足させるような開発のことをいい、環境を損なうことなく開発することが、持続的な発展につながるという考え方。

●社寺林

神社や寺を囲む森林のこと。

●植生

ある地表を覆っている植物共同体の総称。その場のあらゆる環境圧に耐え、生き残って形成されている植物集団で植物群落ともいう。

●循環型社会

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念であり、廃棄より再使用・再生利用を第一に考え、新たな資源の投入を出来るだけ抑えると同時に、自然生態系に戻す排出物の量を最小限とし、環境をかく乱しないようにする社会のこと。

●振動

その現象が地盤などを通じて伝播し、生理的な影響(睡眠障害など)、心理的な影響(作業効率低下など)、社会的な影響(家屋被害など)を及ぼすこと。

●水質汚濁

人間の生活様式の変化や産業の発達により、有機物や有害物質が河川、湖沼、海洋などに排出され水質が汚濁すること。発生源は、生活排水、工場排水のほか、農業・牧畜排水、大気汚染の降雨による水質汚染などがある。

●生態系

植物、動物、微生物とそれらを取り巻く大気、水、土などの無機質な環境を総合したシステム。

●生物多様性

地球上の生物とその生息・生育環境の多様さを表す概念。生物の豊かさ(多様性)を、生物の種、生物が生活する環境(生態系)、生物の遺伝子の3つの段階からとらえている。

●騒音

騒がしくて不快と感じる音のこと。環境基本法で定義されている典型七公害のひとつであり、環境基準が設定されている。

●ダイオキシン

ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシンとポリ塩化ジベンゾフランの総称。PCBと同じく塩素のつく位置や数により、多くの種類があり、種類によって毒性が異なる。他の化学物質の製造や燃焼、ゴミの焼却などにもなって発生し、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準などが設定されている。

●大気汚染

地球をとりまいている大気、窒素と酸素を主成分にしてこれに数多くのガス状、粒子状などの微量成分のなかで、人、動植物、生活環境にとって好ましくない影響を与えるもの。

●大気汚染防止法

大気汚染防止対策を総合的に推進するために、1962年制定の「ばい煙の排出の規制等に関する法律」を廃止して、1968年に制定された法律。国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的として、(1)工場及び事業場における事業活動や建築物の解体に伴う「ばい煙」や「粉じん」の規制、(2)有害大気汚染物質対策の推進、(3)自動車排出ガスに係る許容限度を定めることなどが盛り込まれている。

●特定植物群落

環境省が各都道府県に委託して行っている自然環境保全基礎調査のうち、特定植物群落調査において「特定植物群落選定基準」に該当する植物群落を指す。

●地球温暖化

物の燃焼に伴ってできる二酸化炭素などは、赤外線を吸収して空気中の熱を保つ効果があるため、温室効果ガスと呼ばれている。このような温室効果ガスの大気中の濃度が

高くなることにより、地表面の気温が地球規模で上昇すること。

●地産地消

地域で生産された農産物を地域で消費すること。また、地域で必要とする農産物は地域で生産すること。

●千産千消

千葉県産あるいは匝瑳市および周辺地域の農林水産物を、千葉県内やその地域で消費すること。

●低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べ大気汚染物質である窒素酸化物や温室効果ガスである二酸化炭素の排出が少ない車。電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車および国土交通省が認定した低排出ガス自動車などがある。

●低炭素社会

二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第4次報告(2007年)により、このまま温暖化が進行すると地球環境への影響が極めて大きくなることが報告されたことから、21世紀中に二酸化炭素を大幅削減する提案が行われるようになった。

●特定外来生物

国外からの外来動植物のうち、国内に本来生息または生育する生物とその性質が異なるため、生態系、人の生命や身体、農林水産業への被害を及ぼすものとして「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令」で定められた生物のことをいう。

●都市計画マスタープラン

1992年の都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（法第18条の2）のこと。

●都市公園

都市公園法に基づき設置される公園。

●土壌汚染

典型7公害のひとつ。蓄積性を有するという点で、他の公害とは異なる特性を持つ。近年は、IC基盤や電子部品の洗浄、金属部品の前処理洗浄、ドライクリーニングなどに多く用いられてきた揮発性有機化合物（VOC）による汚染も問題視されている。

●透水性舗装

道路路面に降った雨水を舗装内の隙間から地中へ還元する機能を持った舗装。

●二酸化窒素

窒素の酸化物で赤褐色の気体。代表的な大気汚染物質である。発生源はボイラーなどの「固定発生源」や自動車などの「移動発生源」のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがある。燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化される。

●日平均値の年間98%値

1年間のうちで濃度が高かった日に着目したとき、これらの日の濃度レベルがどの程度であったかを表す統計指標の一つ。1年間に測定されたすべての日平均値を、1年間での最低値を第1番目として、値の低い方から高い方に順に並べたとき、低い方から数えて98%目に該当する日平均値。

●認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経

営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと。

●野焼き

資材置場、個人住宅、建設作業現場、農地、工場などでのごみ焼きのほか、構造基準などに適合しない焼却施設による廃棄物の不適正焼却などをいう。ダイオキシン類の発生要因となるだけでなく、悪臭苦情の原因にもなる。

●排気ガス

自動車の走行によって発生する「自動車排出ガス」の略称。

●廃棄物

物を占有している者が自ら利用し、または他人に有償で売却することができないため不要となったものをいい、ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油などの固形状または液状のものをいう。廃棄物は、主として家庭から排出される生ごみや粗大ごみなどの一般廃棄物と、主として事業活動に伴って生じた汚泥などの産業廃棄物に区別される。

●BOD（生物学的酸素要求量）

河川水や工場排水、下水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示すもので、水質汚濁に関する代表的な指標。一定条件のもとで、微生物により有機物が酸化される際に消費される酸素の量をいう。数値が大きいくほど汚濁の程度が高い。

●浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊している粒子状物質で、代表的な「大気汚染物質」のひとつ。環境基本法に基づいて定められる環境基準では、粒径10 μ m以下のものと定義している。

●ppm

英語で百万分の1を意味する言葉(parts per million) の頭文字をとって作られた単位。%(百分率)と同じように、百万分の1を単位とする比率の概念(百万分率)。大気中における気体の大気汚染物質の濃度の単位として用いられる。

●マイバッグ

買い物の時にレジ袋をもらわなくてすむよう持参した袋やバッグのことをいい、エコバッグともいう。ごみの減量化につながる行動。

●マイボトル

外出先で自分の水筒、タンブラーなどの飲料容器を使うことで、ごみの減量化につながる行動のこと。

●緑のカーテン

アサガオやヘチマ、ゴーヤなどツル性の植物で作る自然のカーテンのこと。ベランダや軒下に生育させることで、真夏の暑い日差しを避け、エアコンなど冷房費削減につながる事が期待される。

●モーダルシフト

貨物や人の輸送手段の転換を図ること。具体的には、自動車や航空機による輸送を鉄道や船舶による輸送で代替すること。

●屋敷林

屋敷の周囲に設置された林。

●有害化学物質

フロンや有機塩素系化合物、ダイオキシンなど、環境中での分解性が著しく低く、人体に悪影響を及ぼす物質(化学成分)を指す。

●要請限度

自動車からの騒音や振動がこの基準を超え、周辺の生活環境が著しく損なわれていると判断される場合には、公安委員会や道路管理者に対して、交通規制や道路の改善などを求めることができる。

●容器包装リサイクル法

資源、廃棄物などの分別回収・再資源化・再利用について定めた法律。容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法がある。

●リサイクル

ごみを原料(資源)として再利用すること。回収されたものを原材料として利用する「マテリアルリサイクル」と、廃棄物の焼却の際に発生する熱をエネルギーとして利用する「サーマルリサイクル」の2つに分けられる。

●リデュース

廃棄物の発生抑制のことであり、再使用や修理、廃棄物の発生が少ない商品の購入、コンポストによる生ごみの減量化などがある。

●リユース

使用済みの製品を再利用すること。

●流域界

流域の境界。

●類型

水質汚濁の生活環境項目および騒音の環境基準については、全国一律の環境基準値を設定していない。国において類型別に基準値が示され、これに基づき都道府県が河川などの状況や、騒音に係る地域の土地利用状況や時間帯などに応じてあてはめ、類型とし

て指定していく方式となっている。

●ワークショップ

日本においては「体験型講座」を指す用語で、学びや創造、問題解決やトレーニングの手法のこと。